

# 産前産後期間相当分（4ヶ月分）の国民健康保険税が軽減されます！

## 対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方が対象です。  
妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含みます）。
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。  
※遡っての減額には限りがありますので、早めのご提出をお願いいたします。

## 国民健康保険税の軽減方法

- その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が減額されます。

	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前	1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
単胎の方			出産予定月			
多胎の方			出産予定月			

※出産する（した）かた（以下「出産被保険者」といいます。）の産前産後期間相当分の所得割保険税と均等割保険税が年額から減額されます。産前産後期間の保険税が0になるとは限りません。

※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3ヶ月前から6ヶ月相当分が減額されます。

※減額前の保険税が限度額を超過している世帯で、減額後も限度額を超過している場合、保険税額が変更とならない場合があります。

※減額の対象期間が年度をまたぐ場合、それぞれの年度ごとの対象期間分の保険税が減額されます。

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険税が減額されます。

令和5年8月	9月	10月	11月	12月	令和6年1月	2月
			出産予定月			

※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険税が減額されます。     …対象期間  
令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。

- ご提出後、不備等なければ、翌月か翌々月に減額後の納税通知書が届きます。減額後の納税通知書が届くまでは、先に届いている納税通知書の金額・納期でのお支払いをお願いいたします。
- 保険税が納め過ぎとなった場合、納税通知書発送から約2週間後に、納税課より還付通知書をお送りします。※その際、未納がある場合はその税に充当することがあります。

## 届出に必要な書類

- ①産前産後期間に係る国民健康保険税軽減届出書
- ②出産被保険者の国民健康保険被保険者証
- ③母子健康手帳等（出産被保険者の氏名・生年月日と出産（予定）日が確認できるもの、多胎妊娠の場合はそれを確認できるもの、出産後の届出の場合は出産被保険者と当該出産に係る子との関係を確認できるもの）
- ④届出されるかたの本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証等）
- ⑤世帯主と出産被保険者の個人番号確認書類（マイナンバーカード等）

## 届出先

三鷹市市民部保険課国保加入係 TEL 0422-29-9216

届出書は三鷹市HPに掲載しています。→

